

議員提出議案第2号

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市議会議長 乗越耕司 様

提出者	東広島市議会議員	北林光昭
賛成者	〃	加藤祥一
〃	〃	奥谷求
〃	〃	竹川秀明
〃	〃	田坂武文
〃	〃	石原賢治
〃	〃	山下守
〃	〃	谷晴美
〃	〃	宮川誠子
〃	〃	上田廣

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

令和2年7月1日から同年12月31日までの間における市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）第3条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1の1の表に定める議員報酬の月額から、当該議員報酬の月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同表に定める議員報酬の月額とする。

- (1) 議長 100分の12
- (2) 副議長 100分の10
- (3) 議員 100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市民生活及び地域経済に多大な影響が生じている状況に鑑み、共に痛みを分かち合い、感染症対策の最前線で働く方々に感謝と応援の気持ちを表すとともに支援することを目的として、議員報酬を減額するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。